

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回 枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定委員会 枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者選定委員会 枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者選定委員会
開 催 日 時	令和4年6月13日(月) 午後6時30分から 午後8時43分まで
開 催 場 所	Web会議(枚方市役所4階第4委員会室)
出 席 者	会 長：明石 成司 委員 副会長：平田 義明 委員 委 員：小寺 鐵也 委員、中村 亜紀 委員、橋本 有理子 委員
欠 席 者	なし
案 件 名	<p>【枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定委員会】</p> <p>(1) 会長、副会長の選任について</p> <p>(2) 委員会の運営について</p> <p>(3) 枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定候補者選定について</p> <p>①枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターの施設の概要及び管理運営状況について</p> <p>②枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者募集要項、基本仕様書について</p> <p>③枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定基準について</p> <p>(4) プレゼンテーションの実施方法について</p> <p>(5) その他</p> <p>【枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者選定委員会】</p> <p>(1) 会長、副会長の選任について</p> <p>(2) 委員会の運営について</p> <p>(3) 枚方市立くずは北デイサービスセンター指定候補者選定について</p> <p>①枚方市立くずは北デイサービスセンターの施設の概要及び管理運営状況について</p> <p>②枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者募集要項、基本仕様書について</p>

	<p>③枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者選定基準について (4) プレゼンテーションの実施方法について (5) その他</p> <p>【枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者選定委員会】 (1) 会長、副会長の選任について (2) 委員会の運営について (3) 枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定候補者選定について</p> <p>①枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターの施設の概要及び管理運営状況について ②枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者募集要項、基本仕様書について ③枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者選定基準について (4) プレゼンテーションの実施方法について (5) その他</p>
提出された資料等の 名 称	<p>【枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定委員会】</p> <p>資料 1 諮問書（写し） 資料 2 委員名簿 資料 3 枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターの施設の概要及び管理運営状況について 資料 4 枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者募集要項（案） 資料 5 枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター管理運営業務基本仕様書（案） 資料 6 枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定基準（案） 資料 7 第2回枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定委員会の進行について 資料 8 枚方市立特別養護老人ホーム条例・枚方市デイサービスセンター条例 資料 9 枚方市審議会等の会議当の公開等に関する規程(抜粋)/枚方市情報公開条例（抜粋） 資料 10 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例 資料 11 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則 資料 12 地方自治法（抜粋・第244条の2）</p> <p>【枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者選定委員会】</p> <p>資料 1 諮問書（写し） 資料 2 委員名簿 資料 3 枚方市立くずは北デイサービスセンターの施設の概要及び管理運営状況について 資料 4 枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者募集要項（案） 資料 5 枚方市立くずは北デイサービスセンター管理運営業務基本仕様書（案） 資料 6 枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者選定基準（案） 資料 7 第2回枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者選定委</p>

	<p>委員会の進行について</p> <p>資料 8 枚方市デイサービスセンター条例</p> <p>資料 9 枚方市審議会等の会議当の公開等に関する規程(抜粋)/枚方市情報公開条例(抜粋)</p> <p>資料 10 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例</p> <p>資料 11 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則</p> <p>資料 12 地方自治法(抜粋・第244条の2)</p> <p>【枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者選定委員会】</p> <p>資料 1 諮問書(写し)</p> <p>資料 2 委員名簿</p> <p>資料 3 枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターの施設の概要及び管理運営状況について</p> <p>資料 4 枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者募集要項(案)</p> <p>資料 5 枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター管理運営業務基本仕様書(案)</p> <p>資料 6 枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者選定基準(案)</p> <p>資料 7 第2回枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者選定委員会の進行について</p> <p>資料 8 枚方市デイサービスセンター条例</p> <p>資料 9 枚方市審議会等の会議当の公開等に関する規程(抜粋)/枚方市情報公開条例(抜粋)</p> <p>資料 10 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例</p> <p>資料 11 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例え施行規則</p> <p>資料 12 地方自治法(抜粋・第244条の2)</p>
決 定 事 項	<p>【枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長に明石委員を、副会長に平田委員を選任することを決定 ・会議は非公開、会議録は作成の上、本委員会の答申後に公開、委員会への提出資料は資料2の掲載内容を除き、本委員会の答申後に公開とすることについて決定 ・枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者募集要項(案)について、原案のまま確定することを確認 ・枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター管理運営業務基本仕様書(案)について、原案のまま確定することを確認 ・枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定基準(案)について、原案のまま確定することを確認 ・次回の本委員会でのプレゼンテーションの実施及び実施方法を決定 <p>【枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者選定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長に明石委員を、副会長に平田委員を選任することを決定 ・会議は非公開、会議録は作成の上、本委員会の答申後に公開、委員会への提出資料は資料2の掲載内容を除き、本委員会の答申後に公開とすることについて決定 ・枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者募集要項(案)について、原案のまま確定することを確認 ・枚方市立くずは北デイサービスセンター管理運営業務基本仕様書(案)に

	<p>ついて、原案のまま確定することを確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者選定基準（案）について、原案のまま確定することを確認 ・次回の本委員会でのプレゼンテーションの実施及び実施方法を決定 <p>【枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者選定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長に明石委員を、副会長に平田委員を選任することを決定 ・会議は非公開、会議録は作成の上、本委員会の答申後に公開、委員会への提出資料は資料 2 の掲載内容を除き、本委員会の答申後に公開とすることについて決定 ・枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者募集要項（案）について、一部修正し確定することを確認 →施設の利用率の低下などを踏まえ、定員を 50 名から 35 名に修正することを決定 ・枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター管理運営業務基本仕様書（案）について、原案のまま確定することを確認 ・枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者選定基準（案）について、原案のまま確定することを確認 ・次回の本委員会でのプレゼンテーションの実施及び実施方法を決定
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	<p>【枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定委員会】 【枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者選定委員会】 【枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者選定委員会】</p> <p>非公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・枚方市情報公開条例第 5 条第 6 号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。
議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	本委員会の答申後に公表
傍聴者の数	0 人
所管部署 (事務局)	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課

※会長、副会長の発言について、会長、副会長の立場からの発言は発言者名を「会長」又は「副会長」、それ以外は「委員」と表記する。

審 議 内 容

(開会 午後6時30分)

【枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定委員会】

(事務局) それでは、ただいまから第1回枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定委員会を開会いたします。

本委員会の会長が選任されるまでの間、委員会の進行をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、本日、本委員会に対し、枚方市長から諮問書が提出をされております。

皆様にも資料1としてその写しを郵送させていただいたかと思いますが、こちらが現物になりますので、ご確認ください。

委員の皆様におかれましては、枚方市長の諮問に応じ、申請団体・事業者が提案してまいります事業計画書等の内容について、管理運営に当たっての費用・効果・管理能力等、総合的に各申請団体を比較検討し、評価いただくことにより、最も得点が高い団体を指定候補者としてご答申いただくものでございます。

本日を第1回とし、ご答申いただきますまで全3回、ご審議いただく予定をしております。

なお、本日の出席委員は5名で、全員のご出席をいただいております。本日の会議が成立している旨、ご報告いたします。

それでは次に、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、資料1から資料12、参考資料1から参考資料4までとなります。

案件(1) 会長、副会長の選任について

(事務局) それでは、案件をご審議いただきしたいと思います。

まず、案件(1) 会長、副会長の選任についてですが、本委員会には、条例の規定により、委員の皆様方の互選により、会長、副会長を各1名置くこととなっております。

事務局といたしましては、本市の公の施設に係る指定管理者選定委員会の例に倣いまして、適宜、法的、また財務的な事項にご留意いただきながら、各委員の豊富な知識、ご経験によりまして活発な議論をお願いしたいと考えておりまして、そうした観点から、会長を弁護士の本石成司委員に、副会長を税理士の平田義明委員をお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。ご異議がなければ、承認の挙手をお願いいたします。

(委員全員が挙手)

ありがとうございます。それでは、会長に本石成司委員、副会長に平田義明委員を選任いただくことをご承認いただきました。

それでは、会長、副会長より、一言ご挨拶をいただきたいと思っております。

(会長) ただいま本選定委員会の会長に選任いただきました本石でございます。

本委員会は、指定候補者の選定を適正に行うため、枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定委員会として、必要な調査、審議及び答申をするた

めに構成されたものでございます。

会議の進行に当たりましては、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、お願いいたします。以上、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。

(副会長) ただいま本委員会の副会長に選任いただきました平田でございます。

明石会長を補佐し、会議の円滑な進行に努力いたしますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(事務局) それでは、以降は明石会長に委員会の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(会長) それでは、委員会を進めてまいりたいと思います。

案件（２）委員会の運営について

(会長) まず、案件（２）委員会の運営についてを議題といたします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) それでは、ご説明いたします。今後、本委員会を進めるに当たり、まず、会議の公開・非公開、次に、会議録の作成方法と公表・非公表、次に、会議資料の公表・非公表の３点について、ご決定いただきたいと考えております。

資料９の枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋）をご覧ください。

この規程は、本市における審議会の会議の公開等に関するルールについて定めたものでございます。第３条の網掛け部分ですが、本市では、審議会の会議は公開するものとしております。ただし、その下に記載をしております（１）から（３）のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる旨を規定しております。

また、その下の第２項におきまして、会議を非公開とするときは、この会議においてご決定いただく旨を規定しております。

事務局としましては、これ以降、本委員会でご議論いただく内容については、この第３条の（２）、枚方市情報公開条例第５条の規定による非公開情報が含まれるものと考えております。具体的には、次のページをご覧ください。

本市情報公開条例の抜粋を記載しておりますが、本委員会では、この第５条第６号に該当する情報を審議するため、会議を非公開とすることができるものと考えております。

恐れ入りますが、１ページ目にお戻りください。

次に、会議録の作成についてでございますが、規程の第６条第４項にありますように、審議の経過が分かるように、発言内容を明確にして記録するものとされております。これは委員の皆様が発言内容について、全文筆記または全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。ただし、発言者名につきましては個人名を記載せず、単に会長、副会長、委員と表記させていただいてはどうかと考えております。

なお、事務局としましては、会議録については事務局で作成し、全委員にご確認いただいた上で、答申をいただいた後、公表する取り扱いとしたいと考えております。

最後に、委員会の提出資料についてでございますが、こちらにつきましては、ただいまご説明しました会議録と同様に、枚方市情報公開条例第５条の規定による非公開情報が含まれ

るものとして、答申をいただいた後に公表する取り扱いとしたいと考えております。ただ、資料のうち、委員名簿につきましては、本市では公表している現状がございますことから、資料2に記載されている程度で、委員名とご職業を公表させていただいております。

なお、応募者が委員に接触した場合は、その応募者を失格とする要件を設定しております。以上でございます。

(会長) ありがとうございます。ただいま事務局から委員会の公開について説明がありましたが、委員の皆さんからご質問、ご意見等がありましたらお伺いします。いかがでしょうか。ありませんか。

(質問・意見等なし)

では、特にご質問、ご意見ないようですので、まとめてお諮りします。

本件につきまして、委員会の会議は非公開とし、次に、会議録と委員会の提出資料等は本委員会の答申後に公表することとし、ただし委員名簿については、氏名、職業について公表することにご異議ありませんか。よろしいでしょうか。ご異議なければ挙手をお願いします。

(異議なし(委員全員が挙手))

(会長) ご異議なしと認めます。

よって、本件については、ただいま申し上げたとおりに決定いたします。

次に、委員会の日程等について、事務局からの説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、ご説明いたします。

参考資料1 指定管理者選定委員会の開催日程(案)をご覧ください。

公募により選定を行っていただく本委員会につきましては、十分な調査・審議を行っていただくため、3日間の日程で開催いただきたいと思いますと考えております。

本日は、第1日目として、この後、資料3の施設の概要及び管理運営状況について説明させていただきます。その後、資料4の募集要項(案)、資料5の仕様書(案)について説明させていただきます。これらにつきましては、委員の皆様からご意見をいただいた上で、本市において最終決定してまいります。

次に、資料6の選定基準(案)についてご説明いたします。この選定基準は、募集要項や仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様からご意見をいただいた上で確定できればと考えております。

最後に、次回第2回委員会の進行について、ご確認いただく予定としております。

なお、本日の委員会で募集要項等をご確認いただき、本市においてその内容を確定いたしますと、6月17日からホームページ等で配布を行い、説明会、質疑応答などを経まして、7月8日から応募書類の受付を行う予定となっております。

申請受付後は、事務局において提出書類の確認等を行った後、委員の皆様からメール等で申請状況等を報告の上、郵送で申請書類一式を送付させていただきます。お手元に届きましたら、申請書類をご確認いただき、第2回委員会でのプレゼンテーションに備えていただけたらと思います。

続きまして、第2回の委員会では、申請団体によるプレゼンテーションを実施し、第3回

の委員会で評価結果をご確認いただきまして、委員の皆様の合議の上、ご答申をいただきたいと考えております。

次に、指定管理者制度の概要、また、本委員会の役割等について、ご説明させていただきます。参考資料2 指定管理者制度の概要等についてをご覧ください。

まず、1. 指定管理者制度の概要は、記載のとおりとなっており、制度の説明は省略させていただきますので、後ほどご参照くださいますようお願いいたします。

次に、資料の下段にまいりまして、指定管理者選定委員会、本委員会でございますが、指定管理者となる候補者について、申請されてきた団体が適当かどうか、ご審査、ご決定いただき、枚方市長に答申していただくものでございます。本市におきましては、資料に記載のとおり、対象施設ごとに、5名体制で合議体を構成するものとしております。

次のページをご覧ください。本委員会の諮問対象である枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターの選定内容について記載しております。

資料の表、左端の列に選定方法などの区分を、真ん中の列に本施設における選定内容を、また、右端の列には、備考といたしまして本市における指定管理者制度の運用における原則的な取り扱いをそれぞれ記しております。

まず、本施設の指定管理者は公募により選定することとし、指定管理期間は5年間としております。

次に、指定管理料・利用料金制の別につきましては、利用料金制によるものとしております。これは施設の使用料について、市の収入ではなく指定管理者の収入とし、その収入を持って施設の管理運営を行うものでございまして、本市から指定管理者への指定管理料の支払いはないものでございます。

以上が、本施設の選定に際しての基本的な事項でございます。これらにつきましては、5年前に、枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターの指定管理者を選定した際と同内容となっております。よろしく願いいたします。

(会長) ありがとうございます。事務局からの説明について、委員の皆さんからご質問、ご意見等がありましたらお伺いします。いかがでしょうか。ごく簡単に言うと、日程については先ほどご説明のあったとおりで、選定内容として、枚方市立特別養護老人ホームとデイサービスセンターについては、公募で5年間の管理期間で利用料金制という、まとめるとそういうことですね。それでよろしいですか。特にありませんか。

(質問・意見等なし)

それでは、次の案件に移ります。

案件(3)①枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターの施設の概要及び管理運営状況について

(会長) 案件(3)の①枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターの施設の概要及び管理運営状況について、事務局から説明を求めます。

(事務局) それでは、ご説明させていただきます。

資料3 枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターの施設の概要及び

管理運営状況についてをご覧ください。

まず、1. 施設の概要についてでございますが、枚方市立特別養護老人ホームと枚方市立デイサービスセンターの所在地は、枚方市交北3丁目1番52号でございます。平成5年5月1日に開所しており、現在まで29年間、社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会が運営をされています。こちらの建物は6階建てで、1階部分が主に枚方市立デイサービスセンター、2階部分は主に枚方市立特別養護老人ホームとなっており、3階から6階はシルバーハウジングという大阪府営住宅で、大阪府と枚方市の合築の建物でございます。

主な施設内容としましては、特別養護老人ホームの入所定員が50名、ショートステイが10名、デイサービスセンターが30名で、開館時間は、特別養護老人ホームが24時間、デイサービスセンターが9時から18時となっております。

次に、2. 管理運営状況についてですが、特別養護老人ホームから説明をさせていただきます。(1) 利用状況でございますが、各年度を比較いたしますと、特別養護老人ホーム入所率は90%後半で推移をしております。次に、ショートステイの利用率は60%の後半から70%前半で推移をしております。裏面に参りまして、(2) では収支状況を記載しております。詳細は表のとおりです。次に、枚方市立デイサービスセンターについてでございますが、(1) 利用状況としましては、令和元年度から令和3年度まで、おおよそ70%の利用率で推移をしております。次頁にまいりまして、(2) では、収支状況でございます。詳細は表のとおりです。

以上、簡単ではございますが、資料3 枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターの施設の概要と管理運営状況についての説明とさせていただきます。

(会長) ただいま説明がありました内容について、事務局の皆さんからご質問、ご意見等はありませんか。よろしいでしょうか。

(質問・意見等なし)

それでは、次の案件に移ります。

案件(3)②枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者募集要項、基本仕様書について

(会長) 案件3の②枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者募集要項、基本仕様書についてを議題とします。

本件について、まず、事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは、資料4 枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者募集要項(案)及び資料5 枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター管理運営業務基本仕様書(案)に基づき説明いたします。

資料4をご覧ください。この施設は、平成5年に開所し、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入しております。このたび、指定管理期間が満了することから、枚方市立特別養護老人ホームと枚方市立デイサービスセンターを一体的に運営する指定管理者を募集するものでございます。施設概要につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、詳しい説明は省略をさせていただきます。

資料1 ページ中ほど、枚方市立特別養護老人ホームですが、1の(1)管理運営方針とし
まして、介護保険法及び老人福祉法に基づく特別養護老人ホームのサービス提供を行う旨、
記載しております。(2)は業務の範囲・内容を記載しております。2ページに移りまし
て、2. 管理の基準でございますが、各関係法令の定めに従った管理運営を行い、遵守す
るよう求めています。(2)の開所時間は24時間で、休所日はございません。

次に、枚方市立デイサービスセンターでございますが、1の(1)管理運営方針としまし
て、介護保険法及び老人福祉法に基づくデイサービス提供を行う旨、記載しております。
(2)には業務の範囲・内容を掲載しております。3ページに移りまして、2. 管理の基準
でございますが、特別養護老人ホームと同様、各関係法令の定めに従った管理運営を行い、
遵守するよう求めています。(2)には開所時間・休所日を記載しております。

以下は枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターの共通事項となりま
すが、1. 指定期間としまして、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とし
ております。2では、行政財産目的外使用許可の取り扱いとしまして、現在の許可状況と今
後の取り扱いについてまとめております。4ページに移りまして、3. 指定管理業務従事者
通勤用具の駐車スペースにつきましては、施設敷地内に確保できない旨を記載してありま
す。4では、あらかじめ貸与する備品の取り扱いについて記載をしており、具体的な備品の
内容につきましては、本募集要項の別表1として最後に添付をしております。5では、市と
指定管理者の費用負担とリスク分担についての記載となり、具体的な内容としましては、後
ほどご説明いたします資料5 枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンタ
ー基本仕様書に定めているものでございます。6は、提案にあたっての確認事項としまして、
事業計画における記載事項の確認事項をまとめているものでございますが、確認事項の中身
につきましては、後ほど案件(3)の③選定基準をご審議いただく際にご説明させていただ
きます。7ページにお進みください。7では、指定管理者に付与する権限について、8. 経
理に関する事項では、当施設は利用料金制をとっておりますので、指定管理者が得る利用料
金の収受、利用料金の額について記載しております。9ページに移りまして、9. 申請者の
資格につきましては、(1)で社会福祉法に規定される社会福祉法人であって、特別養護老
人ホームとデイサービスセンターの運営実績を有していることを資格要件としております。
そのほか国税等の完納等や指定管理者となることができない資格要件について記載をして
おります。10では指定管理者の義務について、公平かつ公正な利用促進や、秘密保持義務、
労働関係法令の遵守などについて、16の項目にわたって遵守すべき内容を11ページまで記載
しております。続きまして、11では、その他の業務の範囲及び内容としまして、指定管理者
として選定された場合、3階～6階部分のシルバーハウジング居住者に対して生活援助員を
派遣する事業を別途市から受託することについて記載しております。12ページに移りまし
て、12では提出書類について記載しております。13ページに移りまして、13では募集要項・
申請書・様式等の配布及び資料の閲覧について記載しております。14ページに移りまして、
14. 質疑期間について、15. 申請書受付について、15ページに移りまして、16. 選定につい
ての記載となります。選定にあたってはプレゼンテーションを実施することや、留意事項と
いたしまして、募集の結果、申請団体が1団体であった場合においても当該申請を選定委員

会にお諮りし、審査の設置目的に即してその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものか等の適否について審査を行う旨、記載しております。次に、17. 指定管理者指定について、本市が選定委員会からの答申を受け、市議会に指定候補者を指定管理者とする指定議案の提出を行い、議会の議決を得て、指定管理者として指定されることになる旨、記載しております。18では、指定管理者指定後の手続き等について、19では指定管理者の形態変更等による再指定について、20では事務引継ぎについて、事業を実施する上で必要な業務について令和5年4月1日より支障なく業務が実施できるよう、準備、引継ぎを行っていただく旨、記載しております。21では、その他といたしまして、SDG sの取り組みやネーミングライツの導入について記載しております。22. 管理運営状況については、応募の参考となるよう、先ほど案件（3）の①で説明いたしました枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターの管理運営状況等について16ページから19ページにかけて掲載しており、別表1としまして、備え付けの備品の一覧となっております。

続きまして、資料5になりますが、枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター管理運営業務基本仕様書（案）について説明させていただきます。

基本仕様書は、市立特別養護老人ホーム・市立デイサービスセンター管理運営にあたっての原則的な条件を記載したものでございます。1ページでは、1. 指定期間、2. 業務の対象施設、3. 管理運営業務の内容を記載しております。管理運営業務の内容としましては、（1）施設運営業務及び利用者支援業務から次のページの（8）その他必要な管理運営業務まで8つに分けて細分化し、詳細につきましては6ページから9ページにかけまして11. 業務区分別の要求事項について記載し、参照できるようにしております。もう一度、2ページに戻りまして、2ページでは4. 業務実施方針、5. 業務実施体制について、3ページに移りまして、6では関係法令の遵守について、4ページに移りまして、7. 安全管理の（1）では日常時の対応についてと（2）では緊急時・災害時の対応について記載しております。5ページに移りまして、8では監督官公署等への提出書類として、法令に基づく各監督署などへの各種届出や報告等を適切に行う旨を記載しております。9では対外折衝について、次のページに移りまして、10では各種報告・文書管理としまして、指定管理者業務の実施状況を市に報告することについて、11は先ほどご説明いたしました指定管理者が行う8つの業務の要求事項で、枚方市立特別養護老人ホームと枚方市立デイサービスセンターで行っていただく各業務区分別の要求事項について記載しておりまして、（1）では枚方市立特別養護老人ホームと枚方市立デイサービスセンターで実施する介護保険法や老人福祉法、障害者総合支援法に基づく各サービスについて、現在の利用者の意向を尊重し、継続的に利用することができることを求めています。（2）では総合マネジメント業務について、7ページに移りまして、（3）では建築設備等保守管理業務について、（4）では設備運転監視業務について、8ページに移りまして、（5）では衛生管理業務について、（6）では清掃業務について、（7）では感染症対策業務について、9ページに移りまして、利用者アンケートを実施し、施設サービスの向上に努めることや、市が行うモニタリングについて記載しております。次に、12では、費用負担といたしまして、指定管理者の業務の実施にあたって市と指定管理者の費用分担について、下の表にまとめております。10ページに移りまして、13は責任分担と

しまして、指定管理者の業務の実施にあたって、リスク発生時に備え、市と指定管理者が対応すべきそれぞれの事象の分担を下記の表に定めております。12ページに移りまして、14. 個人情報の保護について、15. 不可抗力への対応について、16. 指定管理期間の終了について、13ページに移りまして、17. 引継ぎ、18. その他につきましては記載のとおりとしております。

以上、簡単ではございますが、資料5 枚方市立特別養護老人ホームと枚方市立デイサービスセンターの管理運営業務基本仕様書（案）についての説明とさせていただきます。

次に、資料4 募集要項の後ろに添付しております、別紙1 事業計画 確認事項一覧について補足の説明をさせていただきます。横長の資料になります。こちらの書類につきましては、申請団体に求める提出書類の一つとして位置づけているものでございまして、内容としましては、申請団体が提出する事業計画書の概要版的なものとなります。

左端から、それぞれ、本市が当該施設の管理運営において求める要求事項、確認事項を記載しておりまして、申請団体はその右隣の提案内容の欄にそれぞれ事業計画書における記載内容を抜粋、または要約する形で記載するものでございます。なお、一番右の欄には、当該内容が事業計画書において掲載されているページ数を記載します。これら右側2列の記載内容は、申請団体自らが記載するものであり、本市は一切手を加えませんので、あくまで申請団体の責任のもと、作成していただくようになります。

委員の皆様にご審査いただく対象は、あくまで事業計画書そのものでありますが、事業計画書そのものが膨大な内容となるケースもありますので、そうした意味で審査する参考にしていただければと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

(会長) ただいま説明がありました内容について、委員の皆様からご質問・ご意見等はありませんか。

(委員) 資料4の3ページの2. 行政財産目的外使用許可の取り扱いの、在宅介護支援センターとホームヘルパーステーションと飲料水自動販売機の3点は、大阪府母子寡婦福祉連合会さんとの関係がどうなっているのかよく分からないのですが、新しく指定管理者となった事業者から先の用途で申請があった場合に、許可を与えるのは誰になりますか。市が与えるんですか、事業者が与えるんですか。

(事務局) 枚方市が与える形になります。ここに記載している許可状況の使用者名は、現在指定管理を行っている団体名が入っている状態です。

(委員) 現在、大阪府母子寡婦福祉連合会が、在宅看護支援センターとヘルパーステーションと飲料水自動販売機の設置をされているんですね。

(事務局) 今年度の3月までそうです。なので、次の公募で決定した団体がこちらを申請した場合には、その団体に向けて市が使用許可をさせていただくということです。

(委員) あくまでも市が許可を与えるんですね。

(事務局) そうです。こちらの使用者につきましては、指定管理者に選定された事業者になるという前提があり、指定管理者に許可を与えます。

(委員) 指定管理者に貸してあげてくださいという許可を与えるということですか。

(事務局) 指定管理者に貸してあげますという許可を市が与えます。市が指定管理業務として依頼している業務ではありませんが、併設している在宅介護の支援センターやヘルパーステーションを運営したいという申し出があれば、市で許可するという形です。

(委員) 事故などが起きた場合はどう処理されるんですか。

(事務局) 行政財産の目的外許可につきましては、申し出があった場所をお貸しするというだけです。

(委員) 事故が起きたときは、当事者の大阪府母子寡婦福祉連合会が責任を持つということになるんですか。

(事務局) そうです。

(委員) 分かりました。それと、資料4の11ページ、11. その他の業務の範囲及び内容のシルバーハウジング生活援助員派遣事業について、府営住宅の交北団地のシルバーハウジングさんに居住される方が入られたときに、その方にのみこういう援助を特別に与えるということですか。

(事務局) 3階以上が府営住宅のシルバーハウジングになっておりますので、1階・2階で特別養護老人ホームとデイサービスをやっている指定管理者に市が別途随意契約させていただくという記載でございます。

(委員) 3階以上がシルバーハウジングになっているんですか。

(事務局) そうです。こちら府と市の共同事業のような形で始まりましたので。

(委員) 共同事業になるわけですか。

(事務局) はい。特別養護老人ホームとデイサービスについては、一律枚方市で運営させていただいております。同じ建物の3階以上が府営住宅のシルバーハウジングになっていません。

(委員) 分かりました。その辺がよく分からなかったのです。それと、資料5の6ページの11. 業務区分別の要求事項について、(1) ①市立特養 (エ) 障害者の日常生活、総合支援法に規定する短期入所・ショートステイは、身体障害者に限るということを書いてますね。

(事務局) (エ)は障害者のショートステイで、(ア)(イ)が高齢者の短期入所、ショートステイに該当します。

(委員) そうですよ。(エ)は障害者のサービスを規定する総合支援法ですね。ここは障害者の方も入れるということですか。

(事務局) そうです。

(委員) 身体障害者に限るというのは、これは枚方市の判断でやっておられるんですか。それとも、国から何か出ているんですか。

(事務局) 当時、施設ができました時点で、枚方市内でなかなか障害者の方の行き場がないという現状がありましたので、その中でデイサービスやショートステイも、この施設でお願いしているような経緯があります。

(委員) ちょっとね、なぜ身体障害者だけなのかな、と。知的の方とか精神の方もかなりショートステイで困っておられる方が多いと聞いてますので。

(事務局) 当時は身体介護が必要な方が多いという中で、それに準ずると言ったら語弊が

あるかもしれませんが、身体障害がある方の利用も当時はお願いして、現在に至っています。

(委員) 至っているということですね。

(事務局) はい。だから、知的障害であるとか、精神障害の方は、今現在はショートステイに関しては利用が対象外ということなんです。

(委員) 分かりました。それだけです。ありがとうございました。

(会長) ほかにご質問、ご意見のある方、いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、先ほどのご質問も、募集要項、基本仕様書を修正する必要があるというお話ではありませんので、ほかに特にご指摘がなければ、ただいま説明がありました指定管理者の募集要項と基本仕様書につきましては、事務局から説明がありましたとおりの案を了承するということで進めさせていただきます。

案件(3) ③枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターの指定管理者選定基準について

(会長) 次の議題に参ります。

案件(3)の③枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターの指定管理者選定基準についてを議題とします。本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは、選定基準についてご説明いたします。

資料6の選定基準(案)をご覧ください。

この選定基準は、募集要項、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様にご申請団体をご評価いただく際の基準となるものでございます。

まず、1の指定管理者選定基準の位置付け及び選定の基本的な考え方としまして、申請団体の提案する事業計画書の妥当性・実現性・確実性を総合的に評価する旨を記載しております。次に、2.本委員会の審議体制について、3.審議・評価の方法についてそれぞれ記載しており、本委員会において申請団体の申請書、事業計画書等を審議し、評価をご決定いただく旨を記載しております。次に、4としまして、選定結果の公表につきましては、各申請団体に通知するほか、選定の概況等をホームページに公表する旨を記載しております。

次に、2ページをご覧ください。ローマ数字のⅡ 選定委員会における審議の内容についてご説明いたします。まず、1.内容審査でございますが、資料の3ページ以降の事業計画に関する内容の審査の表、一番左の欄の要求事項を単位として、2ページに記載のとおり、1から5までの5段階でご評価いただきます。詳しい手順は後ほど、別の資料を使ってご説明いたしますが、まずは各委員に1から5までの5段階で評価をいただくということでございます。その後、全委員の評価を踏まえ、要求事項ごとに、選定委員会としての評価を、1～5の5段階で合議によりご決定いただき、その評価に応じた乗率をかけて得点を算出します。内容審査は1,000点満点としています。

恐れ入りますが、審査、評価方法に係る考え方等の詳細につきましては、参考資料3「資料6 指定管理者選定基準」に係る補足説明資料によりご説明をさせていただきたいと存じます。参考資料3をご覧くださいませでしょうか。一部、先ほどの説明と重複いたしますが、まず、指定候補者の選定にあたりましては、申請団体が提出する事業計画書の内容審査によ

る得点を1,000点満点とする評価方式でございます。

内容審査につきましては、資料1ページ目の下段に記載しております選定基準（抜粋）のとおり、①経営方針や②指定管理者の指定を申請した理由といった要求事項を単位として、1～5の5段階評価を行っていただくものとなっております。

次のページをご覧ください。評価に係る具体的な手順を記載しております。

行程①といたしまして、まず、申請団体から提出された事業計画書の記載内容が、本市が求める「確認事項」を満たしているかどうかをご確認いただきます。

資料に記載しております図は、申請団体から提出されてまいります書類の一つである事業計画 確認事項一覧でございます。この資料を目当てに、本市の求める「確認事項」に対する提案がなされているのか、その概要とともに事業計画書本体における掲載ページの記載内容をご確認いただきます。

恐れ入りますが、次のページをご覧ください。行程②といたしまして、事業計画書への記載内容が本市が求める「確認事項」を満たしているかどうかについてご判断いただいた上で、各委員においてそれぞれ評価を行っていただきます。

なお、事業計画書の記載内容だけで「確認事項」を満たしているかどうかの判断が行い難い場合や疑問点がある場合等は、申請団体によるプレゼンテーションの場で質疑等を行っていただき、ご確認、ご判断いただくものとなります。

その上で、まず、パターン①と記載しておりますが、「確認事項」を満たしているとは判断された場合でございます。本市が求める基礎的事項である「確認事項」を満たしている場合は、まず、基礎点の「3」の評価であることが確定します。続いて、「加点事項」に該当するかどうかのご確認、ご判断をいただくこととなります。

「加点事項」とは、申請団体の提出する事業計画書において、「確認事項」を上回る提案がなされている場合に加点するための目安となる事項でございます。その内容につきましては、資料下段の図、選定基準（抜粋）におきまして、角の丸い四角で囲んでおります列に記載しております。

申請団体の事業計画書において、この加点事項の内容を全て満たす提案が行われている場合、例えば、①経営方針において、1～4の加点事項が全て満たされている場合は「5」の評価となり、一部が満たされている場合は「4」の評価となるものです。

次のページをお開きください。次に、パターン②としまして、「確認事項」を満たしていない場合の取り扱いでございます。「確認事項」を満たしていない場合は「3」の評価とはならず、「5」や「4」の評価にもなりません。減点に係る評価である、「2」または「1」の評価のご判断をいただくものとなります。それぞれ、「2」の評価は「確認事項」についての記載があるものの、内容に不明確な点がある場合、また、「1」の評価は「確認事項」についての記載がない、または、「確認事項」が求める内容を全く理解していない記載が1項目でもある場合としております。ただし、例えば、申請団体のプレゼンテーションで内容が不明確な部分が明確になった場合など、「2」の評価と思われていたものを「3」の評価に変える等のご判断をいただくことも想定されるものとなります。

次のページに進みます。行程③といたしまして、申請団体によるプレゼンテーションを経

て、各委員による評価を行っていただき、その内容を事務局にてとりまとめさせていただきます。

最後に、行程④といたしまして、第3回委員会で各委員による評価結果の集計表をお示しさせていただきます。委員の皆様にはその結果をもとにご議論いただきながら、要求事項ごとに、「1」から「5」の5段階で選定委員会の評価をご決定いただきます。

資料下段の、「評価集計表（内容審査）イメージ」の表をご覧ください。表の右半分を見てくださいと、一つの申請団体に対する、各委員AからEまでのそれぞれの評価と、それらの平均により算出した仮の評価としまして、「委員会としての評価及び得点（仮）」を記載しております。この結果を踏まえ、要求事項ごとに委員会としての評価を合議によりご決定いただきます。委員会としての評価が確定しましたら、事務局において、要求事項ごとの「配点」に、評価に応じた乗率をかけ、要求事項ごとの得点と、内容審査の合計得点（1,000点満点）を算出します。

以上が、審査、評価に係る大まかな流れとなります。

なお、次のページには、参考としまして、要求事項ごとの得点化に係る評価の基準と、各委員による評価表のイメージを記載しております。評価表には、1～5段階の評価をご記入いただく欄と、それぞれ評価の理由を記載いただく欄がございますので、選定委員会において委員の皆様でご議論、ご発言いただく際にご活用いただければと考えております。

次に、資料6にお戻りいただけますでしょうか。

3ページから5ページの事業計画に関する内容審査の表の要求事項及び確認事項に記載されている内容は、資料4 募集要項（案）の4ページから7ページに記載しておりました提案にあたっての確認事項と同じ内容でございます。

表の要求事項は、指定管理申請時の提出書類である事業計画書の3.事業計画に規定する1～6までの事項で、確認事項は、要求事項を達成するための必須事項となります。要求事項の項目といたしましては、1. 申請団体の経営方針等に関する事項、2. 施設の経営方針に関する事項、次のページに参りまして、3. 施設の管理に関する事項、4. 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項、5. 緊急時における対策に関する事項、6. その他、の6つの項目を挙げております。これらの要求事項、確認事項をもとに枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターの設立趣旨に合致し、利用者に満足いただけるサービス提供をできる指定管理者となっていきたいと考えております。

以上、選定基準に関する説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

（会長） ただいま説明がありました選定基準の内容について、委員の皆様からご質問、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。

（質問・意見等なし）

それでは、ご質問、ご意見等も特にないようですので、本件については、ただいま事務局から説明がありましたとおりの選定基準に基づき選定を行うということといたします。

案件（4）プレゼンテーションの実施方法について

（会長） それでは、次に移ります。案件（4）プレゼンテーションの実施方法についてを

議題とします。本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは、ご説明いたします。

プレゼンテーションの実施方法については、資料7 第2回枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定委員会の進行についてをご覧ください。

まず、日時でございますが、9月1日(木)午後1時から、場所は枚方市役所 第3分館 第3会議室でございます。

次に、プレゼンテーションの全体スケジュールでございますが、まず、プレゼンテーションに入ります前に、評価方法についてご確認いただいた後、評価の観点や考え方等、共有すべき認識などについてご協議いただいたうえで、申請団体のプレゼンテーションに入っていただいております。

プレゼンテーションの時間でございますが、1団体につき、準備の時間を除いて10分間、また、プレゼンテーション後に15分程度の質疑時間を見込んでおり、申請団体退室後に事務局への質疑等を行っていただいております。

申請団体が複数の場合、プレゼンテーションの順番につきましては、申請受付順とさせていただきます。

(会長) ただいま事務局から説明がありました内容について、委員の皆さん、いかがでしょうか。何かご質問、ご意見等ございましたら、挙手の上でご発言ください。特にございませんか。この内容でよろしいでしょうか。

(質問・意見等なし)

(会長) ありがとうございます。それでは、プレゼンテーションの実施方法については、事務局から説明があったとおりの方法で進めるということにいたします。

案件(5) その他

(会長) では次に、案件(5) その他の事項について、事務局の説明を求めます。

(事務局) その他といたしまして、参考資料4 評価メモについてご説明させていただきます。

今後の予定でございますが、本日の委員会が終わりましたら、募集要項・仕様書等をホームページで公表し、申請期間中に申請団体が事業計画書等を提出してまいります。その申請状況等につきまして、委員の皆様にもメール等でご報告させていただくとともに、申請団体から提出された事業計画書等の書類につきましては、郵送で皆様にお届けさせていただきます。その際、この評価メモを事務局の方で作成し、一緒に送付させていただきます。これは、各団体から提出された書類をもとに作成しますので、本日の資料はイメージとしてご覧いただければと思います。内容としましては、団体からの申請書に添付いただく別紙1 事業計画 確認事項一覧の内容に評価メモ欄を加えたものでございます。委員の皆様には、申請団体の事業計画書の内容確認や、書面上の事前評価を行っていただくとともに、疑問点等につきましてメモ書きするなどご活用いただき、次回のプレゼンテーションでの申請団体に対するご質問、ご確認に備えていただければと考えております。

また、次回の委員会後、委員の皆様から評価をご提出いただく際、施設の選定にあたって

の評価コメントをいただきたいと考えておりました、この評価メモは、その際の参考資料にもしていただけるものと考えております。

なお、申請団体が1団体であった場合でも、審査、評価は行っていただき、当該団体が指定管理者として適当かどうか、最終的に合議、答申いただくこととなるものでございます。よろしくお願いいたします。

また、申請団体の応募状況を含めまして、本委員会の審議内容につきましては、ご答申をいただいてから公表することとなっております。誠に恐縮でございますが、ご留意いただければと存じますので、あわせてよろしくお願いいたします。資料の説明は、以上です。

最後に、繰り返しになりますが、次回の枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定委員会は、9月1日(木)午後1時から枚方市役所 第3分館 第3会議室にて開催させていただきたいと考えておりますので、ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

また申請団体からの提出書類の收受において、委員会でご判断いただくべき疑義が生じた場合には、急遽8月9日(火)の予備日に委員会を開催させていただくことがあります。

以上でございます。

(会長) それでは、以上で、本日の日程はすべて終了しました。

よって、第1回枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定委員会を閉会します。委員の皆様には、本委員会の運営にご協力をいただき、誠にありがとうございました。

【枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者選定委員会】

(会長) それでは、引き続きまして、第1回枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者選定委員会を開会します。

先ほどと重複する案件について、一部省略させていただき、レジュメにあります案件(3)の①枚方市立くずは北デイサービスセンターの施設の概要及び管理運営状況についてから審議を行いたいと思います。

では、事務局から配付資料の確認をお願いします。

(事務局) それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、資料1から資料12、参考資料1から参考資料4となります。

それでは次に、委員会への諮問内容に係る説明に移らせていただきます。

参考資料2 指定管理者制度の概要等についての裏面をご覧ください。

本委員会の諮問対象である枚方市立くずは北デイサービスセンターの選定内容について記載しております。

資料の表、左端の列に選定方法などの区分を、真ん中の列に、本施設における選定内容を、また右端の列には、備考といたしまして本市における指定管理者制度の運用における原則的な取り扱いをそれぞれ記載しております。

まず、本施設の指定管理者は、公募により選定することとし、指定管理期間は5年間としております。

次に、指定管理料・利用料金制の別につきましては、先ほどの施設と同様、利用料金制によるものとしております。

以上が、本施設の選定に際しての、基本的な事項でございます。

(会長) ありがとうございます。先ほどと同じように公募で選定、指定管理期間は5年、利用料金制というお話でした。特に質問などはございませんでしょうか。

(質問等なし)

案件(3)①枚方市立くずは北デイサービスセンターの施設の概要及び管理運営状況について

(会長) 各案件の審議に移ります。案件(3)の①枚方市立くずは北デイサービスセンターの施設の概要と管理運営状況についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、説明させていただきます。

資料3 枚方市立くずは北デイサービスセンターの施設の概要及び管理運営状況についてをご覧ください。

枚方市立くずは北デイサービスセンターは、平成9年に開所し、平成18年度から指定管理者制度を導入しております。平成9年当初から25年間にわたって現指定管理者の大阪府母子寡婦福祉連合会が管理運営業務を行っております。

まず、1. 施設の概要でございますが、枚方市立くずは北デイサービスセンターの所在地は、枚方市楠葉野田3丁目12番3号、本市の北端に位置し、デイサービスセンター単独の施設となっております。

施設の内容としましては、利用者定員は35名で、休所日は毎週日曜日と1月1日から1月3日までの日で、開館時間は9時から18時となっております。

次に、2. 管理運営状況(1)施設の利用状況でございます。令和元年度から令和3年度にかけての延べ利用者数についてですが、増減はあるものの、約8,000人前後で推移しております。(2)では、収支状況を記載しております。詳細は表のとおりです。

以上、簡単ではございますが、枚方市立くずは北デイサービスセンターの施設の概要及び管理運営状況についての説明とさせていただきます。

(会長) ただいま説明のありました内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見等はありませんか。よろしいでしょうか。

(質問・意見等なし)

案件(3)②枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者募集要項、基本仕様書について

(会長) それでは、次に移ります。

案件(3)の②枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者募集要項と基本仕様書についてを議題とします。本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは、資料4 枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者募集要項(案)及び資料5 枚方市立くずは北デイサービスセンター管理運営業務基本仕様書(案)に基づきご説明いたします。

この施設は平成18年4月1日から指定管理者制度を導入しております。このたび、指定管理期間が満了することから、令和5年4月から枚方市立くずは北デイサービスセンターの管理運営を行う指定管理者を募集するものでございます。

1. 施設の概要につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、詳しい説明は省略させていただきます。次に、2の(1)管理運営方針としまして、介護保険法及び老人福祉法に基づくデイサービスの提供を行う旨記載しております。(2)には業務の範囲・内容を記載しております。2ページに移りまして、3. 管理の基準でございますが、(1)では各関係法令の定めに基づいた管理運営を行い、遵守するよう求めています。(2)には開所時間・休所日を記載しております。4. 指定期間としまして、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間としております。5では、施設利用にあたっての条件としまして、当センター敷地の一部を高齢者の健康づくりのためのゲートボール用地としており、現在使用している団体への目的外使用許可を行う旨記載しております。6では、行政財産目的外使用許可の取り扱いとしまして、現在の許可状況と今後の指定期間中の取り扱いの予定をまとめております。以下は、先ほどの委員会で説明させていただいた内容とほぼ同じ内容になりますが、3ページに移りまして、7では指定管理業務従事者通勤用具の駐車スペースについて、8では備品について、9では費用負担及びリスク分担について、10では提案にあたっての確認事項について記載しております。6ページにお進みください。11では指定管理者に付与する権限について、12では経理に関する事項について、7ページに移りまして13. 申請者の資格についてでございますが、介護保険制度となりまして20年以上を経過し、その間デイサービス事業所については設立しては数年で廃止するといった事業所も数多くございました。公の施設を安定的、継続的に運営していただく事業所を選定する必要に鑑み、法人であることのほか、介護保険法に規定する通所介護の運営実績が10年以上あり、かつ運営を継続していることを条件としております。そのほか、申請者の資格といたしまして、国税等の完納等や、指定管理者となることができない資格要件について記載をしております。14. 指定管理者の義務については、先ほどの委員会で説明させていただいた内容と同様の記載となります。9ページに移りまして、15では提出書類について、11ページに移りまして、16では募集要項・申請書・様式等の配布及び資料の閲覧について、17では質疑期間について、12ページに移りまして、18では申請書受付について、19では選定について記載しております。13ページに移りまして、20. 指定管理者指定について、21. 指定管理者選定後の手続き等について、22. 指定管理者の形態変更等による再指定について、14ページに移りまして、23. 事務引継ぎについて、24. その他といたしまして、SDGsの取り組みやネーミングライツの導入について記載しております。25では、先ほど資料3にて説明いたしました現在の管理運営の状況の一覧を掲載しております。また、別表として、備え付け備品の一覧を添付しております。

続きまして、資料5 枚方市立くずは北デイサービスセンターの基本仕様書について説明

をさせていただきます。

1 ページでは1. 指定期間、2. 業務の対象施設、3. 管理運営業務の内容を記載しております。業務内容としましては、(1)の施設運営業務及び利用者支援業務から(9)のその他必要な管理運営業務の9つの業務に細分し、各業務の要求事項等の詳細を5ページから9ページにかけて11. 業務区分別の要求事項についてに記載し、参照できるようにしております。もう一度2ページのほうに移りまして、2ページでは、4. 業務実施方針、5. 業務実施体制について、3ページに移りまして、6. 関係法令の遵守について記載しております。4ページでは、7. 安全管理について、5ページでは、8. 監督官公署等への提出書類について、9. 対外折衝について、10. 各種報告・文書管理についての記載になります。次に、11. 業務区分別の要求事項については、先ほど説明をさせていただきました9つの業務の要求事項で、事業計画における記載事項の確認事項をまとめたものでございます。9ページに移りまして、12では費用負担について、10ページに移りまして、13. 責任分担について、12ページに移りまして、14. 個人情報の保護について、15. 不可抗力への対応について、16. 指定管理期間の終了について、13ページに移りまして、17. 引継ぎについて、18. その他につきましては記載のとおりとしております。

以上、簡単でございますが、基本仕様書(案)の説明とさせていただきます。

次に、資料4の募集要項の後ろのほうに添付しております、別紙 確認事項一覧でございますが、こちらの説明については先ほどと重複いたしますので省略させていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

(会長) ただいま説明がありました内容につきましては、委員の皆様からご質問、ご意見等はありませんか。

(委員) 資料4の9ページに(16)障害者差別解消に関する取り組みについて、とあります。昨年、障害者差別解消法が改正されまして、公布日から3年以内に改正されるということなんですけども、これまで差別解消、合理的配慮の問題であるとかは、法的な機関は義務でしたが、民間は努力義務なんですね。指定管理となった場合の事業者に関して、ここでは差別的取扱いをしないことや、合理的配慮を行うなど障害者差別解消法に基づく対応を行ってくださいとありますが、市の考え方としては、指定管理者は公と同じという考え方なのか、それとも民間として扱うのか、どういう見解を持っておられるのでしょうか。

(事務局) 市が行う事業なので、公と同様という考え方です。

(委員) 義務化されているということですね。障害者差別解消法ができたときから既に、要するにペナルティーがあるという意味ですかね。

(事務局) はい。公に課されている義務と同様の義務を指定管理者に課しております。

(委員) そうでしたら、指定管理以外の、市から委託している事業所も全て義務化されているという理解でいいのでしょうか。

(事務局) そうです。市の事業としてさせていただきますので、委託も同様です。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。

(会長) ほかにご質問・ご意見等ございますでしょうか。よろしいですね。

(質問・意見等なし)

そのほか、ご質問、ご意見等ないようですので、本件については、ただいま説明のありましたとおりの案を了承します。

案件（３）③枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者選定基準について

（会長） では、次の案件に参ります。

案件（３）の③枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者選定基準についてを議題とします。事務局から説明を求めます。

（事務局） それでは、選定基準についてご説明します。

資料６ 選定基準（案）をご覧ください。

先ほどと同様となりますが、選定基準は、募集要項、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様へ申請団体をご評価いただく際の基準となるものでございます。

審査、評価方法に係る考え方等の詳細につきましては、重複いたしますので省略させていただきます。

３ページから５ページにかけての事業計画に関する内容審査をご覧ください。

一覧表の要求事項及び確認事項に記載されている内容は、資料４ 募集要項（案）の３ページから５ページに記載をしております。提案にあたっての確認事項と同じ内容でございます。表の要求事項は、指定管理申請時の提出書類である事業計画書の３．事業計画に規定する１～６までの事項で、確認事項は、要求事項を達成するための必須事項として挙げております。要求事項、確認事項、加点事項の項目といたしましては、先ほどの委員会でご説明させていただいた内容と同じ内容となりますので、説明は省略させていただきます。これら選定基準に基づいた要求事項、確認事項をもとに、枚方市立くずは北デイサービスセンター設立趣旨に合致し、利用者に満足いただけるサービス提供をできる指定管理者となつていただきたいと思いますと考えております。

選定基準についての説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

（会長） ありがとうございます。

ただいま説明がありました選定基準の内容につきましては、委員の皆さんからご質問、ご意見はありませんか。この内容でよろしいですか。大丈夫ですね。

（質問・意見等なし）

それでは、本件につきましては、ただいま説明がありましたとおりの評価基準、選定基準に基づき、選定を行うということといたします。

以上で、本日の日程を終了いたしました。

よって、枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者選定委員会を閉会いたします。委員の皆様には、本委員会の運営にご協力をいただき、誠にありがとうございました。

【枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者選定委員会】

（会長） それでは、引き続きまして、第１回枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター

指定管理者選定委員会を開会します。

先ほどと重複する案件については、一部省略させていただき、レジュメにあります案件（３）の①枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターの施設の概要及び管理運営状況についてから審議を行いたいと思います。

まず、事務局から配付資料の確認をお願いします。

（事務局） それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、資料１から資料12、参考資料１から参考資料４となります。

それでは次に、委員会への諮問内容に係る説明に移らせていただきます。

参考資料２ 指定管理者制度の概要等についての裏面をご覧ください。本委員会の諮問対象である枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターの選定内容について記載しております。

資料の表、左端の列に選定方法などの区分を、真ん中の列には本施設における選定内容を、また右端の列には、備考といたしまして本市における指定管理者制度の運用における原則的な取り扱いをそれぞれ示しております。

まず、本施設の指定管理者は、公募により選定することとし、指定管理期間は５年間としております。

次に、指定管理料・利用料金制の別につきましては、利用料金制によるものとしております。

以上が、本施設の選定に際しての、基本的な事項でございます。

（会長） ありがとうございます。

ここまでで何かご質問等はありませんか。大丈夫ですね。

案件（３）①枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターの施設の概要及び管理運営状況について

（会長） それでは、次の案件に移ります。案件（３）の①枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターの施設の概要及び管理運営状況について、事務局の説明を求めます。

（事務局） それでは、説明させていただきます。

資料３ 枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターの施設の概要及び管理運営状況についてをご覧ください。

枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターは平成10年にオープンし、平成18年度から指定管理者制度を導入しております。平成10年当初から24年間にわたって現指定管理者の社会福祉法人四天王寺福祉事業団が管理運営業務を行っております。

まず、１．施設の概要でございますが、所在地は枚方市新町２丁目１番35号、枚方市立総合福祉会館、通称ラポールひらかたでございますが、４階建てのラポールひらかたの中の１階の一部がデイサービスセンターとなっております。

主な施設内容につきまして、利用定員は50名で、休所日は毎週日曜日とラポール自体が閉館いたします12月29日から1月3日までで、開館時間は9時から17時となっております。次に、２．管理運営状況の（１）施設の利用状況でございます。令和元年度から令和3年度に

かけては、新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えもあり、延べ利用者数は減少しております。次に、(2)では収支状況を記載しております。詳細は表のとおりでございます。

以上、簡単でございますが、枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターの施設の概要及び管理運営の状況についての説明とさせていただきます。

(会長) ただいま説明がありました内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見等はありませんか。

(委員) 質問というわけではないですが、この表を見させていただいて、今コロナ禍ですので、こういう施設だけではなく色々な会社で売上げが下がったりするんですけども、例えば令和2年度と令和3年度では、支出額はあまり変わらないのですが、利用収入については1,000万円ほどの減少があります。プレゼンテーション等でお伺いしないと分かりませんが、経理と会計という視点から見ると、ご説明いただきたいと感じましたので、あえて意見を言わせていただきました。

(会長) 今のご質問は、事務局にお答えを求めておられるわけではないんですか。

(委員) これは事務局さんのこの資料では分からないので、この表を見た感じそういうふうな傾向が見受けられるということで、質問ではなく指摘をさせていただいたと受け取っていただければありがたいです。

(会長) 基本的には、プレゼンテーションのときに個別でお尋ねされるべき話という理解でよろしいでしょうか。

(委員) プレゼンテーションをお伺いしてみなくては分からないのと、ここ2~3年の、特に令和3年度は11月まで緊急事態宣言が出ていたような状況ですので、この業界に関わるどこの企業さんも色々なことがございましたので、プレゼンテーションをお伺いした上で判断したいと思います。収入は数字的に下がり方が激しいけども、経費はあまり下がってない。普通の企業は、売上げが下がると経費も下がってるんですけど、その辺が税理士の立場上、あれっというふうに感じたところです。表を見た感じはそういう数字が見えますので、今のこの場での指摘という形です。

(会長) 今の時点で、事務局から何かコメントをいただけることはありますか。

(事務局) 応募に際しましては、事業計画等も提出されますので、そちらのほうなどもご確認いただければと思います。

(委員) はい。多分そのあたりで解決するのかなと思っています。

(会長) ほかに、特にご意見、ご質問等はございませんか。よろしいでしょうか。

案件(3)②枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者募集要項、基本仕様書について

(会長) それでは、次に移ります。

案件(3)の②枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者募集要項、基本仕様書についてを議題とします。まず、事務局からの説明を求めます。

(事務局) それでは、資料4 枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者募

集要項（案）及び資料5 枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター管理運営業務基本仕様書（案）に基づき、ご説明いたします。

まず、資料4でございますが、1. 施設の概要につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、詳しい説明は省略させていただきます。次に、2の（1）管理運営方針としまして、介護保険法及び老人福祉法に基づくデイサービスの提供を行う旨、記載しております。（2）には業務の範囲・内容を記載しております。次ページに移りまして、3. 管理の基準でございますが、各関係法令の定めに基づいた管理運営を行い、遵守するよう求めています。（2）では開所時間、休所日を記載しております。4. 指定期間としまして、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間としております。5では、施設利用にあたっての条件でございます。本施設は総合福祉会館内の当デイサービスセンター以外の部分については、別の指定管理者が管理運営を行っておりまして、当該指定管理者から会館の管理運営上の相談があった場合は協力することなどについて記載しております。

以下は先ほどの委員会でご説明させていただいた内容と同じ内容になりますが、6では、指定管理業務従事者通勤用具の駐車スペースについて、7では備品について、8では費用負担及びリスク分担について、9では提案にあたっての確認事項について記載しております。5ページに移りまして、10では指定管理者に付与する権限について、11は経理に関する事項についてそれぞれ記載しております。6ページに移りまして、12. 申請者の資格についてでございますが、くずは北デイサービスセンターと同様、デイサービス事業単体のため、介護保険法に規定する通所介護の運営実績が10年以上あり、かつ運営を継続していることを条件としております。7ページに移りまして、13. 指定管理者の義務について、9ページに移りまして、14では提出書類について、10ページに移りまして、16では募集要項・申請書・様式等の配布及び資料の閲覧について、11ページに移りまして、17では質疑期間について、18では申請書受付について、12ページに移りまして、19では選定方法について、13ページに移りまして、20. 指定管理者の指定について、21. 指定管理者選定後の手続き等について、22. 指定管理者の形態変更等による再指定について、23. 事務引継ぎについて、24. その他としましてSDGsの取り組みやネーミングライツの導入について記載しております。14ページに移りまして、25では先ほど資料3で説明いたしました現在の管理運営状況の一覧を記載しております。また、別表として備え付け備品の一覧を添付しております。

続きまして、資料5 枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター基本仕様書（案）について説明させていただきます。

1ページでは、1. 指定期間、2. 業務の対象施設、3. 管理運営業務の内容を記載しております。業務内容としましては、（1）施設運営及び利用者支援業務から（6）その他必要な管理運営の6つの業務に細分し、各業務の要求事項等の詳細を5ページから7ページにかけて11の業務区分別の要求事項に記載し、参照できるようにしております。もう一度2ページに戻りまして、4. 業務実施方針、5. 業務実施体制について、3ページには6. 関係法令の遵守について記載をしております。7では安全管理について、5ページに移りまして、8. 監督官公署への提出書類について、9. 対外折衝について、10. 各種報告・文書管理について、次に、11. 業務区分別の要求事項については先ほどご説明をさせていただきます。

した6つの業務の要求事項で、事業計画における記載事項の要求事項をまとめたものでございます。7ページに移りまして、12では費用負担について、9ページに移りまして13. 責任分担について、10ページに移りまして14. 個人情報の保護について、15. 不可抗力への対応について、16. 指定管理期間の終了について、11ページに移りまして、17. 引継ぎについて、18. その他につきましてはそれぞれ記載のとおりとしております。

以上、簡単でございますが、基本仕様書（案）についてのご説明とさせていただきます。

（会長） それでは、ただいま説明のありました募集要項、基本仕様書の内容につきまして、委員の皆さんからご質問、ご意見等はありませんか。

（委員） 枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターの定員数について提案がございませぬ。枚方市立デイサービスセンター、くずは北デイサービスセンターは、先ほどの説明でもあったように利用率が70%前後でありましたが、この枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターの利用率は令和2年度が48.7%、3年度が43.9%と、50%を下回っている状況で、先の2つの施設と比べると明らかに低くなっております。

（会長） 資料3をご指摘いただいているんですかね。

（委員） はい。資料3の、管理運営状況のところを見ていただきたいと思います。

（会長） 利用率のお話ということですね。

（委員） ここ近年はコロナの影響などがあり利用控えなどもあったのかもしれませんが、それ以上に、定員50名といった定員数が現状に合っていない、ということが考えられると思います。今回、定員数を見直すというようなことを考えられないでしょうか。

（会長） その点について、事務局から何か説明などいただけますか。

（事務局） ご提案いただきましたのは、資料4の1ページの1. 施設の概要の⑤ですね。主な施設内容、利用者定員50名となっており、ここの定員数の変更ということでご提案いただいたものと理解しております。

枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターは、市内においてデイサービス事業者が急増する中、平成10年の開設以来、定員数の見直しが行われておりませんでした。ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用率が50%を下回っております。また、コロナ前の平成29年度の平均利用者数は27.9名で利用率は55.9%、平成30年度の平均利用者数は27.4名で、利用率は54.7%とほかの二つの施設を下回る水準でした。モニタリングにおきましても、利用者には車椅子やベッドを利用する方も多く、スペース的にも50名での運営は難しいとの意見もございました。仮に、令和3年度の1日平均利用者数22名をもとに定員を35名として計算しますと、利用率は約63%となります。また、コロナの影響が比較的少なかった令和元年度の1日平均利用者数26.5名をもとに定員を35名として計算しますと、利用率は75.7%となり、定員を35名とした場合は、枚方市立デイサービスセンター、くずは北デイサービスセンターとほぼ同程度の値となります。

1日の利用登録者が平均で約26名程度である点や、今後の安定した経営などを考慮しますと、事務局としましても定数の見直しについては異議はございませんし、その際の定員については、過去5か年の利用者数の平均を踏まえまして35名が適当と考えております。

（会長） そうしますと、資料4の募集要項（案）に記載の利用者定員の50名を、35名に変

更するというのが、事務局からの回答ということになるわけですね。

(事務局) はい。

(会長) 委員、その点はいかがでしょう。

(委員) はい。計算の結果を伺ってみても、35名程度になりますとほかのデイサービスと利用率が同等になっていくということになりますので、それが現実的かと思います。

(会長) ほかの委員は、何かご意見、ご質問などございますでしょうか。

(委員) 定員をほかの施設と同様の35名にするのはいいんですけど、設備的には50名の設備があるのでしょうか。あるけども、入らないということですか。そもそもは、何をもって50名としたのでしょうか。設備の許容量的に入るから50名にされたのか、施設の図面はありましたが、それを踏まえてもこの資料ではちょっとよく分からないので、素朴な疑問です。

(会長) 事務局から回答はありますでしょうか。

(事務局) 平成10年に開設した時点で定員50名としたのは、枚方市内でデイサービス等の数が1桁程度で非常に少なく、障害者の方もなかなか行き場がないという中で、1名でも多くの方に利用していただきたいという流れがあったと考えます。ただ、現状としましては、枚方市内の高齢者のデイサービスセンターは160ほどに増えてきていますので、本施設の定員の変更は適当かと思います。また、施設側からも、今のスペース的に50人は厳しいと確認しております。

(委員) 分かりました。

(会長) ほかにご質問、ご意見のある方はいらっしゃいますか。ありませんか。

今の事務局からのご説明ですと、元々の定員50名というのも、ちょっと無理をしているというか、厳しめの数字であった部分もあるということで、現状を踏まえて35名にしたほうがいいんじゃないかというお話でした。

ほかの委員方も、35名に定員を変更するということについてご異議等ございませんでしょうか。

(異議なし)

よろしいですね。そうしましたら、この点につきましては、ただいまご説明ありましたように、35名の定員数に修正いただくということで、事務局で変更をお願いいたします。

修正後の内容については、各委員に確認をいただくという手続がありますが、単に数字を変えるだけということについても修正後の内容をご案内する必要があるのかなとちょっと感じているんですけど、一応ご案内はされることになるのでしょうか。

(事務局) 念のためにも、修正案につきましては、各委員へメールで送付させていただきたいと考えております。

(会長) 分かりました。では、定員数を35名に変更した募集要項を事務局からメールでご案内をいただくということでお願いいたします。

ほかにご質問、ご意見等ありませんでしょうか。よろしいですね。

それでは、本件につきましては、先ほどの変更点を除きまして、ただいま事務局から説明がありましたとおりの案を了承いたします。

案件（３）③枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者選定基準について

（会長） それでは、次の案件に参ります。

案件（３）の③枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者選定基準についてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。

（事務局） それでは、選定基準について御説明いたします。

資料６ 選定基準（案）をご覧ください。

先ほどと同様となりますが、選定基準は、募集要項、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様へ申請団体をご評価いただく際の基準となるものでございます。

審査、評価方法に係る考え方等の詳細につきましては、重複しますので省略させていただきます。

それでは事務局から設定している確認事項と加点事項の内容の説明させていただきます。

３ページから５ページにかけての事業計画に関する内容審査をご覧ください。

一覧表の要求事項及び確認事項に記載されている内容は、資料４ 募集要項（案）の３ページから５ページに記載をしておりました、９．提案にあたっての確認事項と同じ内容でございます。表の要求事項は、指定管理申請時の提出書類である事業計画書の３．事業計画に規定する１～６までの事項で、確認事項は、要求事項を達成するための必須事項として挙げております。要求事項、確認事項、加点事項の項目としては、先ほどの委員会で説明させていただいた内容と同じ内容になりますので、説明は省略させていただきます。これら選定基準に基づいた要求事項、確認事項をもとに、枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターの設立趣旨に合致し、利用者に満足いただけるサービス提供をできる指定管理者となっていたと考えております。

選定基準についての説明は以上でございます。よろしく御願いいたします。

（会長） ただいま説明がありました選定基準の内容について、委員の皆様からご質問、ご意見はありませんか。異議のある方はいらっしゃいませんか。大丈夫ですか。

（質問・意見等なし）

それでは、特にご質問、ご意見等ないようですので、本件につきましても、ただいま説明のありましたとおりの選定基準に基づき、選定を行うということとします。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

最後に事務局から何か連絡事項はありましたら御願いいたします。

（事務局） 本日、３つの委員会を同時に開催させていただきまして、長い時間本当に有難うございました。

次回につきましても同様に、９月１日（木）午後１時から枚方市役所 第３分館 第３会議室におきまして、３つの委員会を順に開催させていただきたいと考えておりますので、ご出席のほどよろしく御願いします。その際には、本日の資料もあわせてご用意をお願いいたします。以上です。

（会長） それでは、枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者選定委員会を閉会します。

委員の皆様には、本委員会の運営にご協力をいただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 8 時 43 分)